

佐賀県在宅生活サポートセンター運営要綱

1 目 的

福祉用具、住宅改修等に関する情報の提供、介護の実習・福祉用具を利用した体験学習等を通じて高齢者等の在宅生活における自立を支援するとともに介護に関する県民の知識及び技術の向上を図ることにより、高齢者等が地域で安心して生活できる社会の実現を図ることを目的とする。

2 運営の実施

佐賀県在宅生活サポートセンター（以下「センター」という。）の運営主体は佐賀県とし、運営については知事が指定する指定管理者に委託する。

3 事業内容

センターの事業内容は、次に掲げるものとする。

- （１）一般県民及び市町・地域包括支援センター職員に対する高齢者等の在宅生活における自立の支援、介護知識や技術の習得を目的とした講座・研修
- （２）福祉用具及び福祉用具の調整、住宅改修、介護に関する相談その他在宅生活に関する相談
- （３）在宅サポーターの登録、相互連携・交流を図るネットワークの構築及び運営
- （４）福祉用具やユニバーサルデザイン製品、バリアフリーモデル住宅の展示・体験
- （５）福祉用具やユニバーサルデザイン、住宅改修等に関する情報収集・提供
- （６）福祉用具等試用貸出

4 運営委員会等

- （１）センターの運営にあたって、効果的な事業実施と適正かつ円滑で効率的な運営を行うため佐賀県在宅生活サポートセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置するものとする。

運営委員会は学識経験者、医師会、看護協会、社会福祉協議会、社会福祉施設等の職員及び行政関係者で構成する。

- （２）福祉用具普及事業の円滑な実施を図るため、優良な福祉用具の選考、展示方法の検討を行うことを目的とした福祉用具普及事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

協議会は、福祉用具の利用に関し知識経験を有する者、老人ホームヘルプサービス事業に従事する者等利用者を代表する立場にある者、全国福祉用具供給協会加盟事業者その他の事業者等で構成すること。

5 利 用 料

利用料は指定管理者が知事の承認を得て定める。

6 職員の配置

前記3に掲げる事業内容が円滑に実施できるよう職員の配置を行うものとする。

7 広 報

センターは、その利用を促進する観点から、センターの事業内容についてリーフレットやホームページ等を作成し、この事業のPRに努めるものとする。

8 そ の 他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月19日から施行する。